

令和7年度社会福祉法人天心会介護職員初任者研修学則

第1条 事業者の名称及び所在地

名称：社会福祉法人天心会

所在地：福島県喜多方市松山町村松字北原3656-11

第2条 研修の名称

社会福祉法人天心会介護職員初任者研修事業

第3条 研修課程及び形式

研修課程：介護職員初任者研修課程

形式：通学形式

第4条 開講の目的

社会福祉法人天心会（以下「本会」という。）が行う本研修事業は、介護の習得・普及及び必要な知識及び技術を学び、その役割と介護・福祉現場での雇用就業機会の創出または、地域ボランティア活動への結びつき、地域住民の福祉に対する興味、関心の啓発を目的とする。

第5条 研修期間

令和7年10月14日（火）～令和8年2月24日（火）

第6条 研修日程及び講師氏名

様式第4号（第3条関係）の通り

第7条 講義及び演習の実施場所

福島県喜多方市松山町村松字北原3656-3 天心ケアハイツ研修会議室 他法人事業所内

第8条 使用テキスト

中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト（全2巻）

第9条 対象者又は受講資格

18歳以上の者で、介護技術の基礎的知識・技能の修得に熱意のある者。但し、18歳以上の高校生については保護者の同意を必要とする。

2 心身に障害等がある者については、その事が全課程受講に支障がないと本会が判断した場合に限り受講を認める。

- 3 募集人数は20名とする。
- 4 申し込み多数の場合、申込期間内の募集締め切り及び選考を実施する場合がある。

第10条 受講手続き及び本人確認の方法

受講を希望する者は、直接本会へ申し込むこととする。

また、受講者は、受講申込受付時または初回の講義時に、下記の公的証明書の原本の提示を行わなければならない。

<公的証明書>

- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③マイナンバーカード
- ④戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し（発行後6か月以内のもの）
- ⑤年金手帳
- ⑥パスポート
- ⑦在留カード
- ⑧国家資格を有するものについては、免許証または登録証
- ⑨身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ⑩その他、県が適当と認めるもの

第11条 受講費用及び支払い方法

受講費用：60,000円（税込） 及び テキスト代5,500円（税込）

支払方法：開講日の前日までに、本会指定の銀行口座への振り込み又は直接本会へ現金にて支払うものとする。

福島県地域医療介護総合確保基金事業の対象になった場合、受講費用の60,000円（税別）については免除とする。

第12条 解約条件及び返金の有無

受講者からの直接の申し出により解約する事が出来る。

解約の際の返金については、開講前日までの申し出の場合テキスト代を除き全額返金するものとし、開講後の場合は返金しないものとする。

第13条 研修修了の認定方法

受講すべき科目をすべて履修後、修了評価筆記試験を実施し、試験問題の6割以上の正答をもって修了者と認定する。

なお、修了評価筆記試験の得点が6割に満たない場合は、再度修了評価筆記試験を行い、6割以上の者を修了認定とする。また、上記の試験とは別に講義・実技の習熟度を確認するための評価を行う。

第14条 欠席、遅刻、早退及び補講の取扱い、費用

受講は、本会の全日程に参加し履修することが基本であり、欠席者、遅刻者、早退者には履修を認めない。但し、やむを得ない場合に限り欠席、遅刻、早退した科目につき補講を認める。

(1) 実施方法

- ①事業者が、当該研修に追加して行う。
- ②欠席、遅刻、早退した科目について、本会が認めた場合に限り、本会の斡旋する他の福島県介護員養成研修事業者指定を受けた実施機関で補講を受け所定の単位を補うこととする。

(2) 補講料

- ①の場合、講義1時間につき2,000円
- ②の場合、受講先指定事業者の規定による。

第15条 感染症予防対策

事業者は感染を予防するため次の対策を講じる。

- ①研修会場の出入口にアルコール消毒を設置する。
- ②受講者及び講師の体調チェックを義務付け、平熱以上の発熱や風邪症状等があった場合は出席させない。
- ③定期的に窓を開けるなど室内の換気を徹底する。

第16条 課程編成責任者

社会福祉法人天心会 法人本部 主任 澤口 鮎子

第17条 苦情相談窓口

○法人の苦情解決窓口

社会福祉法人天心会 常務理事 古木 俊一

電話番号：0241-21-1015

○事業所の苦情解決窓口

社会福祉法人天心会 法人本部 課長 須田 典子

電話番号：0241-21-1015

第18条 その他研修実施に係る留意事項

次の各号1つでも該当する場合、受講を取り消すことがある。

なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者への受講料等の返還は行われぬ。

- (1) 学習意欲が著しく掛け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者

- (3) 欠席が全課程の2割を超えた者
- (4) 理由なく無断欠席が2回以上の者

2 この学則に定めるもののほか、必要な事項については福島県が認める方法により、研修実施事業所が定める。

第19条 附則

この学則は、令和7年9月25日から施行する。